

起因物、事故の型：チェーンソー - 切れ・こすれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	15～16	民有林皆伐現場で、チェーンソーによる雑木の玉切作業中に、枝払いをしたところチェーンソーのバーがキックバックし、自分の左足親指に当たり負傷した。	38	60209	30～49
1	16～17	事業所敷地内の倉庫解体工事にて、作業に障害の出る木を伐採し、更に小割にするためチェーンソーを使用していた際、チェーンソーが引っ掛かり跳ね、右足の膝部分に当たり深く切創し負傷した。	26	30309	—
1	8～9	剪定作業後ダンプ荷台でチェーンソーを使用して丸太枝を切る作業中、誤ってチェーンソーの刃が右膝に触れてしまい、右膝を負傷した。	48	60101	—
1	14～15	枝打ちのため、木に登りチェーンソーを使い作業していたところチェーンソーを落とし、右足ふくらはぎに当たり5～6cm裂傷し、傷が筋肉まで達していたため15針程度縫合した。	69	140301	30～49
1	13～14	山林道新設工事現場に於いて、チェーンソーで木を伐採作業中、勢いで手が滑り、左大腿部に刃が当たり切傷する。	50	30106	1～9
1	16～17	現場にて、高木から切り落とされた枝をトラックに乗せるため、チェーンソーを使用して裁断していた。その作業中、大きな硬い枝にチェーンソーを当てたとき、チェーンソーがはねて、枝を押さえていた左手にあたり負傷した。	48	60101	1～9
2	14～15	高さ1m、直径30cmの切り株を、地面から高さ10cmに低くする為、チェーンソー（刃部40cm、全長80cm、重量6.2kg）で木を左右から切っていた際、方向を変えた時、キックバックを起こし、右足首のくるぶしの上に	39	30202	100～299

		チェーンソーが当たり負傷した。			
2	14~15	山林において、伐倒木（A）を倒し終わり、受口、追口、つる幅を確認するために伐根（B）にチェーンソーをエンジンをかけたまま置いて伐根（A）を確認していた時に、振動でチェーンソーが伐根より転げ落ち、周囲に落ちていたスギの枝葉がスロットルレバーに触れ（推測）ソーチェーンが回転した状態で被災者の左足かかと付近に当たり切創した。	52	60201	1~9
2	9~10	庭園管理工事を行っていた。剪定された枝を細くしていた。その際、手元確認を怠り、チェーンソーの刃が枝を持っていた左手に触れ、負傷した。（手袋装着あり）	33	30199	—
2	10~11	町道脇斜面の伐採した不要木を小型のチェーンソーを使用し切断していた。左手で枝を掴み、右手でチェーンソーを持ち、不要木の底面から上方向へチェーンソーで切断していたところ、切断した弾みで枝を掴んでいた左手が滑り、チェーンソーの刃に触れてしまい、左手親指付け根付近を5cm程裂傷した。作業を中止した後、病院を受診し14針を縫う怪我を負った。	66	140301	50~99
2	11~12	枯れた松の木を切り倒してチェーンソーで短く切り分ける作業をしている時、枝を切り落とす為にブレードを下方から上方に向けて入れた時に、チェーンソーがはねて、反動で被災者の左足側面に当たり、負傷したものである。	42	170209	100~299
2	10~11	地盤整備において樹木伐採をする際に、片手で樹木を押さえてチェーンソーを作動した。樹木からチェーンソーの刃が滑り左手人差し指を切った。	23	30199	—
2	14~15	山中の現場にて、倒木の枝払いをチェーンソーを使用し、作業している時に、チェーンソーがキックバックし、左足に接触し、左下腿挫創、屈筋腱損傷を起こした。	58	30199	10~29
2	10~11	広葉樹の伐採作業をしていて、傾斜のきつい所で伐採にかかる直前、足元が滑り、とっさの出来事で力が入り、アクセルを握ってしまった。伐採しようとした木に刃が当たり、キックバックして右目の上にチェーンソーの刃が当たって切創した。	30	60209	—

2	11~12	広葉樹整備でチェーンソーを使用し集積物を整理している時にチェーンソーの刃が惰性で回っている状態でチェーンソーを左側に持って行った際、左手首内側に刃が当たり切創した。	64	60201	—
2	11~12	倒した木の枝を切っていると、枝に当てたチェーンソーの刃が跳ね返った。その跳ね返った刃が、右足脛の右側に当たり縦5cm、横1cm、深さ0.8mmに渡り裂傷し、大量出血をした。	44	10301	50 ~ 99
2	11~12	工場に於いて、チェーンソーで、松杭木（長さ1.5m、直径14cm）の先付け作業中にチェーンソーがキックバックし、左手がハンドルから離れてしまい、チェーンソーの刃が左手に接触し負傷した。	38	10409	30 ~ 49
3	15~16	山林で林内作業中、伐倒木を枝払い作業を行っていたところ、チェーンソーのバー先端が枝にふれてキックバックをおこし、チェーンソーが跳ね上がったため、左手首にぶつかり切創した。（チェーンソーをよく握っていなかったため、安全装置が作動する前に跳ね上がってしまった。）	35	60201	1~ 9
3	14~15	クラブハウス東側パティंगグリーン場において、チェーンソーを使用してグリーン周りの檜の木を剪定作業中、左手で枝を持ちながら枝先を切っていたところ、チェーンソーが弾んだ拍子に枝を持っていた左手親指根元に刃が接触して負傷した。	69	140301	50 ~ 99
3	13~14	砂防維持修繕工事において、樹木や下枝の枝落とし等伐採作業中に、伐採した枝をチェーンソーで約90cm程度の長さに切っていたところ、突然刃の回転が止まり、再び回転した際にチェーンソーが被災者側に跳ね上がったため、慌てて左手で払いのけようとして左手の薬指がチェーンソーに触れて受傷した。	69	30199	1~ 9
3	16~17	園児とドッジボールをしていて、園児から投げられた低いボールを腰を曲げた姿勢で取ろうとした時、腰に激痛が起こり、全く動けなくなってしまう。	26	60101	10 ~ 29
3	11~12	分譲宅地内で植木の伐採作業中、切り倒した植木の枝を切るためチェーンソーをあてると、チェーンソーが跳ね返りを起こし、本人の左足の親指付	43	30199	1~ 9

		近にチェーンソーが接触し足が切れた。			
3	10~11	お客様宅で剪定作業中、落とした枝をチェーンソーで切っていた際にチェーンソーがはじき、左手親指を切った。	33	60101	1~9
3	14~15	被災者は林内での伐採等作業中、足を滑らせて転倒したとき、使用していたチェーンソーに足が接触し負傷した。尚、被災者は防護衣を着用していたが、転倒時にめくれてしまった。	30	60201	1~9
3	13~14	伐採作業中チェーンソーで枝を切っている際、左膝上部を切創する。	61	60201	1~9
4	9~10	竹林にて材裁前にチェーンソーの試運転をしていたところ、左足太ももを誤って切ってしまった。	30	30209	1~9
4	9~10	支障木を伐倒後、チェーンソーにて小切作業中、足場にしていた丸太が横滑りしたためバランスを崩して転倒し、左膝下部にチェーンソーが当たった。	64	60209	1~9
4	9~10	急峻な主伐事業地のセンター伐開作業中、雑木を伐採後、弓なりになった枝を伐った直後、突然チェーンソーと伐った枝が同時に自分の方にもどってきて右足に当たった。	52	60201	1~9
4	15~16	当社所有の土地にて、広葉樹の伐採作業中に足を滑らせて転倒、チェーンソーの刃が左膝にあたった。	21	60201	1~9
4	11~12	被災者は、傾斜30度の山林で伐採作業中、伐倒木を伐採していたところ、キックバックを起こした拍子に足を滑らせ、持っていたチェーンソーが左膝に当たった。被災時防護服はチャップスを着用していたが、滑った拍子にチャップスがずれて防護出来なかった。その後下山し、5針縫う処置をした。	31	60201	30~49
5	11~12	雑木の伐採中に、切り手側の方に木が傾きかけてきたので被災者が押えていたところ、チェーンソーの刃が挟まって抜けなくなり、刃を抜く際に被災者が後方に待避を行ったあと、チェーンソーを抜く作業を行った時に反動でチェーンソーが後方まで大振りになり、左足太もも内側と右足脛にチェン	36	30199	10~29

		ソーの刃が当たった。			
5	13～ 14	伐木作業中、伐倒した全幹材をチェーンソーで枝を払い終わる直前に枝にチェーンソーのバーが跳ね返され、その力でアクセルを掴んでいた右手が外れ、その反動でバーが左ももに触り回っていたチェーンで切創した。	66	60201	10 ～ 29
5	15～ 16	18番グラスバンカーにおいて、芝刈機で芝の刈込作業中、傾斜で足を滑らせて芝刈機に左足が入り、親指を深く切った。	38	140301	50 ～ 99
5	9～ 10	工事現場内で敷地内の立木の枝の伐採作業中、落した枝をさらに短く切断しようと右手にチェーンソーを持って、左手で枝を押さえて枝を切ろうとした時に誤ってチェーンソーを左腕に当ててしまい、左手前腕部を削ってしまう。	63	30199	10 ～ 29
5	14～ 15	作業現場において、伐採した木の枝を切っていて枝が跳ねてチェーンソーの刃が当たり、左足首を切傷した。	36	60209	1～ 9
5	11～ 12	木の枝を細かく処理する為に車の上でチェーンソーを使用中、枝に当たったチェーンソーが跳ね返って、誤って左手小指に当たった。	68	60101	1～ 9
5	14～ 15	顧客先の緑地にてチェーンソーを使用し樹木伐採作業中に、勢い余ってチェーンソーと左腕が接触し負傷した。	40	30199	1～ 9
5	11～ 12	山林内において40年生スギ除伐作業中、伐った木が跳ね返ってきて、チェーンソーを飛ばされ左足の膝に当たり負傷した。	67	60201	1～ 9
5	11～ 12	伐採の現場内で伐倒後の木をトラックに積み込むために枝払い中、体勢が悪くチェーンソーが跳ねて左膝に当たり左膝を怪我した。	31	60209	1～ 9
5	14～ 15	防風林の下枝を刈込中、足元がふらつきエンジンチェーンソーで左手の筋肉を切断した。	69	60101	1～ 9
5	9～ 10	山林素材生産作業場にて枝払い作業中に、チェーンソーの背部で枝を切ろうとした際、枝に力がかかっていることに気付かず切ろうとしたため、チェーンソーのキックバックにより左足甲の親指付根より少し上に刃が当たった。	48	60201	1～ 9

5	9～ 10	現地で杉の木を伐採および元倒し中、足元が滑りチェーンソーがキックバックして、左手薬指と小指に当たり切傷する。	19	60201	10 ～ 29
6	11～ 12	自社のトラックの荷台上にて、チェーンソーの始動点検を行っていた時に、誤って左手小指がチェーンソーの刃に触れて怪我をした。	47	30301	1～ 9
6	9～ 10	伐採した樹木を焼却する為に、押切り電動鋸で50cmに裁断作業中、右手でレバーを操作し、左手で木を押さえていて、切断した木を左手で取って投げようとした際に、軍手が回転する鋸刃に引っ掛かり、巻き込まれてしまい、左手首から手の平までを切ってしまった。	66	90209	50 ～ 99
6	13～ 14	被災者は枝切り作業中に、小指がチェーンソーに触れてしまい切ってしまった。被災者は皮手袋をしていたが、負傷してしまった。	28	170209	500 ～ 999
6	11～ 12	スギ（林齢40年、平均樹高14m、平均胸高直径16cm）間伐作業（4人で作業）中に、支障となる枯れた栗の木（樹高10m、胸高直径20cm）の伐倒中に、受口を作っている時にチェーンソーがキックバックし、作業者当人の顔左頬に当たり負傷した。	28	60209	1～ 9
6	13～ 14	竹林をチェーンソーで切り、ミニコンボで歩経路を作る作業を行っていた。チェーンソーで竹を切っている作業中、被災者は竹が倒れる方向を一定にするため、竹に手を添えて押さえる作業に従事していた。足元がフラットではなく傾斜地となっており、被災者はバランスを崩して足を滑らせ、チェーンソーの方向に倒れてしまい、右脇の下、右腕内側を負傷した。	62	30199	1～ 9
6	11～ 12	現場において架線集材中に、出材してきた90年生の丸太の板打ち作業をしていて、チェーンソーの刃が板に引っ掛かってキックバックを起こし、そのはずみで左膝上を損傷した。	67	60209	10 ～ 29
	10～	斜度10度程度の山林内で、55～60年生のスギの間伐作業を行っていた。裂けた木に掛かり木状態の枯れたスギの風倒木（直径約15cm、長さ約20m位）があり、邪魔になるので処理しようと、根元から7mの箇所から下から			1～

6	11	チェーンソーをあてたところ、木が裂けて弾かれ、チェーンソーが飛ばされた。飛ばされたチェーンソーの刃先が、地下足袋を履いていた左足甲に当たり、裂傷した。	44	60201	9
6	14~ 15	個人の山を造成工事中、伐採作業を行っていた際にチェーンソーが跳ね返り、左膝に当たり挫創した。	64	30199	10 ~ 29
6	13~ 14	枝払い作業中、土場の足場の良い場所で作業を行っていた。少しハンドルを軽く握って作業を行っていた際、キックバックになり左手が離れた瞬間に、止まっていた刃に左手薬指が触れて切傷した。	68	60201	1~ 9
6	16~ 17	杉の伐採中、伐採作業が終わり退避している際に右足が滑り、チェーンソーが左下腿に当たり受傷した。	23	60201	10 ~ 29
6	11~ 12	当社施工現場付近の路上で、街路樹の剪定作業中に、チェーンソーを使って伐採した枝を切断していたところ、誤って左手小指から手首にかけて負傷した。	73	30199	1~ 9
6	10~ 11	森林内において県造林事業の間伐の作業中、森林内の低木を刈りながら大木の抜き切り、伏せ込む一連の作業工程において、誤って負傷したものである。	55	60201	10 ~ 29
7	13~14	山林で、伐倒木の根元部分のツルを切断するため、チェーンソーを下から入れたところキックバックし、刃先が左足に当たり、左足親指根元部分を負傷した。	29	60209	10 ~ 29
7	13~14	会社で廃パレットを左足で踏み固定し、チェーンソーで切断している時に、誤ってパレットに打ち込んである釘にチェーンソーの刃が接触。左方向に弾かれ左足の土踏まずの辺りに接触し切ってしまった。	44	11209	1~ 9
7	8~9	樹木剪定作業中、チェーンソーを左手で持ち、右手で枝を持って切断し、それを背面方向に振り向き地面に落とし、その後正面に振り向き直した際、右手親指付け根にチェーンソーの刃が接触し負傷した。	54	30199	10 ~ 29

7	9~10	くさびを中に入れて、チェーンソーで木を倒す作業中、くさびを抜こうと手でつかんだところ、まだ回っていたチェーンソーにくさびが接触し、くさびをつかんでいた左手に当たり、左人差し指を切傷した。	39	60201	1~ 9
7	10~11	造林地において間伐作業中、伐倒したヒノキの幹が途中から二股になっていたため、材の安定を図るため幹の頂端より、枝払い、玉切を法面上側から行っていた。幹の直径約10cmのところを玉切りするため、材の下側からチェーンソーを当てて玉切りを実施した。二股になっているため玉切る作業の位置は、目線の高さ（1m50cm位）であった。玉切った際幹にチェーンソーが挟まった状態になり、下に引っぱった時に玉切りした幹とチェーンソーが足に落ちかかり、左大腿部前面を切創した。	34	60209	30 ~ 49
7	12~13	当日被災者は小班において、同僚2名と伐倒作業に従事していた。伐倒作業の支障となる灌木（3~10cm）を斜面上方に向かってチェーンソーで刈払った時、右足が下方に滑り上半身は前かがみになり、持っていたチェーンソーの刃が左足地下足袋の先に触れ被災した。	46	60201	10 ~ 29
7	14~15	伐採した木を処分するためにトラックに積み込む作業をしていた。トラックの荷台で木を積みやすくするために、一人が広がった枝をチェーンソーで切り落とす作業を、もう一人が枝のついた木を下からトラックへ運び上げていた。下から木を運び上げていた手がトラック上で作業をしていたチェーンソーに当たり、下で作業をしていた者が手に裂傷を負った。	77	60201	1~ 9
7	13~ 14	細めの丸太をチェーンソーで切断中、チェーンソーがはねて、誤って左足の先に当ててしまい負傷した。	54	60201	1~ 9
7	9~ 10	工場現場で、天井にアンカー作業をした後、機械を両手で持って脚立から降りる際、誤って脚立から転落してしまい、肋骨骨折と内臓出血の怪我を負った。	46	30199	1~ 9
7	10~ 11	山林にてチェーンソーを使用し立木の伐採作業中、チェーンソーの刃に左手首が接触し、負傷（切傷）したものである。	53	60101	1~ 9
7	10~	山林で、チェーンソーにて林齢58年生、胸高・直径約50cmのスギを伐採し、その幹に左足を乗せ枝払いをしているときに、キックバックして左足甲を	35	60201	1~

	11	切傷した。			9
7	15～ 16	保育園改築工事の木造本堂解体作業において、屋根部の垂木をチェーンソーにて切断を行ったと同時に手前に引いたとき、手元がゆるみ、右足の甲を切った。	36	30201	1～ 9
7	15～ 16	本社倉庫内にて、チェーンソーの始動確認をしていたとき、左足ふくらはぎを負傷した。	64	30109	10 ～ 29
7	16～ 17	被災者は、公園内で同僚と共に除草作業および倒木の枝切り作業を行っていた。枝切り作業を行うときに、小型チェーンソーを右手で操作し、左手で枝を握って切り落としていたところ、チェーンソーがはね返り、左手の親指と中指部分を負傷した。	49	30199	10 ～ 29
7	13～ 14	昼休憩後、チェーンソーの刃を整備・動作確認中に、エンジンの調子を見るためにエンジンをかけたところで横を通りかかった被災者がふと覗き込んだ。その際、被災者の胸ポケットから計算機が落ち、咄嗟に拾おうとした被災者の手がチェーンソーの刃に触れて左親指を切った。	35	30199	1～ 9
7	13～ 14	傾斜角10度程度のゆるやかな山林で、支障木（雑木、胸高直径12cm、樹高8m）を伐採中、7本位の並びであった木のうち4本目を受け口を取って伐採中、受け口を作り終わってチェーンソーのバーを引き戻す際（左膝を立て、右膝を地につけた状態）、キックバックを起こし、左膝にチェーンソーのバーが当たり切創した。	74	60209	30 ～ 49
7	10～ 11	発掘調査現場において、チェーンソーによる竹の伐採作業中、斜面の竹を伐採時に、倒れる竹からチェーンソーの刃を避ける際に、誤って脚部に当て、脚部（膝付近の太股）を負傷した。	70	120109	1～ 9
9	8～9	民有林でチェーンソーを使い、スギ丸太（15cm）を造材作業中、枝払いをしたところ誤って左足を切創した。	61	60201	10 ～ 29
					10

9	10～ 11	山林で、伐倒準備のため、周辺雑林の下刈り作業中、斜面で足を滑らせチェーンソーで足の脛を切り負傷したものである。	18	60201	～ 29
9	14～ 15	山林において、伐採した木の枝払い、玉切り集積作業中、伐採した木の枝をチェーンソーで切ろうとした際、誤ってチェーンソーのバーの先端が木にあたり、その反動でバーが足元に触れ、左足の甲の側面にあたり切傷した。	36	60201	1～ 9
9	8～9	ビームリフター（13m）を使用してニセアカシアの枝切りを1名で行っていた。伐採木の切断部にチェーンソーの刃先が挟まり、外れなくなってしまうため、左手で伐倒木を外そうとしたとき、チェーンソーの刃先が急に外れ、左手の平から手首にかけ接触し裂傷したものである。	69	30106	50 ～ 99
9	9～ 10	植栽剪定中、切った枝をチェーンソーで短くしていた時に、チェーンソーが滑って、枝を持っていた左手の指先に刃が載ってしまい、切傷、骨折したものである。	70	150109	100 ～ 299
9	14～ 15	御苑内広場において、不要にのびた樹木の枝（支障枝）の選定中に、樹木より切断した支障木を地上でチェーンソー処理をしている間に、左手で枝を右手でチェーンソーを持ち作業していたが、作業中にやや左手がチェーンソーに近かったため、枝先を切り離れたときに、枝がぐらつきチェーンソーの刃が左手人指し指にあたったため、けがをしたものである。	47	170209	50 ～ 99
9	10～ 11	民有林にて切捨間伐をしているとかかり木となり、かかり木処理で小枝（高い位置）を手（腕）を伸ばした状態で伐採をしていると、キックバックが起こりその反動で手からチェーンソーが離れ、その際に右手人差し指に当たり切創した。	54	60209	10 ～ 29
9	14～ 15	所有地整地土木工事現場にて、樹木をチェーンソーにて伐採中、木をよけようと傾け誤って左ひざ下を負傷した。	72	30109	1～ 9
9	8～9	店舗外植栽周辺で、植栽の手入れ時、チェーンソーを右手に持ち替えようとした際に、左手中指に当たってしまい受傷した。	69	140209	50 ～ 99

9	9~ 10	斜面で伐採後、倒木の上に乗る枝打ち作業中に、誤ってチェーンソーで左脚の膝上を切る。なお、防護服は着用していたが脚の部分がずれていた為に、防護服の横からチェーンソーの刃があたり左脚の膝上を損傷した。	59	60201	1~ 9
10	7~8	平坦地で作業写真の伐採作業中、直径8cm樹高5m雑木を伐倒中、ウケ、堀り、おい切りした後、掛かり木になり右手で引き寄せようとした後、左手に持っていたチェーンソーの刃が空回りしていたため、右手の平を損傷した。	53	60209	1~ 9
10	11~ 12	駐車場において、小型チェーンソーを使って剪定した枝の小切り作業を行っていた。枝を切り終え、右手に持っていた小型チェーンソーを引き上げようと動かしたところ、枝を押さえていた左掌に誤って触れてしまい、左掌親指の付根に14針縫う切傷を負った。	44	30199	1~ 9
10	13~ 14	市営団地の道路脇で、市営住宅の屋根瓦にかかった桜の木の枝を梯子に登って伐採中、バランスを崩して、チェーンソーで左腕の肘辺りを切り受傷した。	66	30109	10 ~ 29
10	9~ 10	道路沿いで竹の伐採作業中、竹を細く粉げる作業で、チェーンソーを使用して作業している時、大きい竹を切る時に竹を切り始めて、そこでキックバックが起こり、チェーンソーの刃の先の方が左手薬指と人指し指に接触する災害が発生。	43	60101	1~ 9
10	10~ 11	支障木伐採のため、チェーンソーで木を切っていたが木が完全に倒れなかったため、再度チェーンソーを木に当てたところ木が突然倒れチェーンソーに当たった。その反動でチェーンソーが左足の甲に当たり負傷した。	19	30199	1~ 9
10	9~ 10	上のり面の樹木伐採作業を行っていた。その伐採作業において、伐採した枝がツルに絡まっており、落下する際に絡まっていたツルが作業員に向かって来たため、これを避けようとした際にチェーンソーの刃を誤って右腕に接触させ負傷したものの。	23	30199	1~ 9
10	9~ 10	道路維持作業中（台風21号による倒木処理）に4本の重なった倒木をチェーンソーで切断した際に、しなっていた幹がチェーンソーに当たり、そのチェーンソーが右足の膝下10cmの所に当たり裂創した。	42	30106	1~ 9

10	11~ 12	通常の公園管理の作業がはやめに終わったため、事務所に戻り敷地内にある大木の枝をチェーンソーを使い切り落としていた所、手元が狂ってしまい左指を負傷。	41	60101	1~ 9
10	13~ 14	山林において、伐倒した長さ12m直径30cm位の檜の木の枝落とし作業中、チェーンソーで直径10cm位の枝を切断した際、枝が跳ね返り被災者の左手に衝突した。その際、フロントハンドルを掴んでいた左手が離れ、アクセルを掴んでいた右手だけで持ったチェーンソーにより右足大腿部外側の表から裏側を負傷した。	65	60201	10 ~ 29
10	9~ 10	枯換木伐採工事現場で高所作業車に乗り、チェーンソーで枝切り作業中、小枝を切る際チェーンソーの刃が他の枝に接触し、その反動ではね、自分の左腕を切り負傷した。	54	30199	1~ 9
11	11~ 12	午睡の寝かしつけのためA児を午睡場所へ移動させ、上履きを脱いだまま給食の片付けに入った。その際B児とC児が後ろに下がったまま座っていた椅子の後ろ脚に右足親指をぶつけてしまった。午睡場所が保育室から一段上がった場所で、上履きを脱ぐ必要があり、そのまま上履きを履かなかったことが怪我につながった。	64	150101	300 ~ 499
11	11~ 12	小学校の維持管理において、樹木剪定作業中にチェーンソーで枝払いをしていたところ、誤ってチェーンソーの刃で左腕手首を切ってしまい負傷する。	29	60101	1~ 9
11	11~ 12	個人宅解体工事において、植栽の伐採作業中、切った植栽を手に持ちチェーンソーにて細かくする作業をしていた途中、チェーンソーがはね左手に当たったものである。	62	30209	1~ 9
11	14~ 15	社長の家でチェーンソーで木を切っている時に、細長い枝を短く切ろうと左手に枝を持ち切ろうとした時に雨で濡れていたので手が滑り、左手の薬指に当たり爪を負傷した。	32	30309	1~ 9
11	16~ 17	木製品の加工のためチェーンソーで原木を切っていた時、チェーンソーを回転させたまま、原木を移動させようとして、左足膝を切創した。	59	10401	1~ 9
		間伐作業を行っていた。斜面約40度の場所でトップハンドルのチェン			

11	13~ 14	ソーを使用し直径15cm、樹高約6~7mのヒノキの立木を地面から約1m位の所から伐倒した。伐倒直後「バチッ」と異常な音がしたので左手を確認したところ、手首が切れており出血していた。同僚へトランシーバーで連絡し自力で下山し同僚と一緒に病院へ搬送してもらった。	60	60201	30 ~ 49
11	10~ 11	工事で斜面をはぎ取る前の雑木の切り取りの作業中、チェーンソーで左足の太股とふくらはぎを切った。	64	30108	1~ 9
11	14~ 15	池の護岸改修工事において、護岸の裏面にある樹木を伐採後、右手でチェーンソーを持ち左手で樹木を持ち切断中に木に付いていたツルが機械に巻き付き、滑って左手の親指に接触して指を切った。	45	30199	1~ 9
11	13~ 14	除伐作業現場において、斜面でチェーンソーを使用して集材作業中、足元が滑り、左膝に当たり負傷した。	45	60201	1~ 9
11	11~ 12	事務所で使う薪ストーブ用の薪を準備しようと、木材をチェーンソー（資格取得者）で切断作業中、チェーンソー上部に付いたゴミを取ろうと左手を伸ばした時、稼働中のチェーンソーに左手が当たり負傷した。（薄手のビニール手袋着用）	52	60209	1~ 9
12	8~9	小型チェーンソーを用いて、薪作りの玉切作業中、小枝を払おうとしたとき、キックバックし、左手の人差し指・中指・薬指にチェーンソーの刃が当たり受傷した。	25	60209	10 ~ 29
12	9~10	置き場で木材（30cm）をチェーンソーで切っていたところ、バランスをくずし、誤って指を切ってしまった。	19	30209	1~ 9
12	9~10	松の枯木3本の伐採工事を請けた当社は、2人の作業員を現場に派遣し、被災者は3本目の松（胸高径12cm、長さ15m）をチェーンソーで切断した。倒した木材の吸い口から1.5mで玉切りした時地面が傾斜していた為、この丸太は下へ転がり落ち、次の2本目に落とさない様に、この木材を跨いだ状態でチェーンソーを右から左方向へ引き上げる様にして丸太を切断した時、この丸太は細く、力余ったチェーンソーの鋸刃がゴム長着用の左足第一中足骨に接触し、受傷したものである。	58	60209	10 ~ 29

12	8~9	樹齢約40年生のヒノキ林分にて間伐作業中、枝払いを行おうとしたところ、対象木の上に別の伐倒木があったため、径4cmの枝が弾かれないように片手で枝を持ってミニチェンソーで枝を切り落とした際、上に乗っていた伐倒木が動き、その反動で切り落とした下の位置にあった枝が弾かれチェンソーに当たり、そのチェンソーが被災者の右あご部分に当たり切創した。	62	60209	30 ~ 49
12	8~9	西コースNo.5グリーン左側で、左下にある三面側溝（深さ1.5m、幅1.5m）の横で、松の枝を右手でチェンソーを使い小さく切っているとき、切った枝が三面側溝の中へ落ちそうになったので、左手で枝を掴もうとし、松葉で見えなくなっているチェンソーの刃の上に誤って左手を置いてしまい、手の平を切った。	66	140301	100 ~ 299
12	15~16	梅農園で、農園を広げるため樹木の伐採作業中に、樹木（直径30cm）の高さ30cmの位置に受け口を入れ（3分の1切り込み、20cm上から斜めに切り込む）、追い口からチェンソーで切り込んで、切り終わる寸前に風が強く、チェンソーを操作（無資格）していた労働者の方（追い口の方）へ少し傾いたため、チェンソー操作者の後方3mで見ていた被災者が、咄嗟の判断でその樹木へと走り、受け口の方へ木を押したとき、右大腿部にチェンソーの刃が当たり負傷した。	26	60101	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html